

議案第128号

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月27日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条中「つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年つくば市条例第41号）による廃止前のつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）第2条第1号に規定する多機能端末機による住民票の写しの交付」を「地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する多機能端末機（本市の電子計算機器と電子通信回線で接続されたものに限る。以下「多機能端末機」という。）による交付」に改める。

別表4の項中「200円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付にあつては、1件につき150円」を加え、同表9の項中「450円」の次に「。ただし、多機能端末機による交付にあつては、1件につき350円」を加える。

附 則

この条例は、令和4年3月14日から施行する。

(提案理由)

コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で戸籍謄抄本、戸籍の附票の写しの交付が可能になることに伴い、コンビニエンスストア等で証明書を取得する場合の交付手数料を、窓口での交付手数料より安く設定するため、この条例案を提出するものである。

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）新旧対照表

改正後			改正前		
<p>第1条—第3条（略） （手数料の免除）</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料（住民基本台帳法第12条の4の規定による住民票の写しの交付の特例に係る手数料及び<u>地方公共団体情報システム機構と契約した民間の事業者が設置する多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続されたものに限る。以下「多機能端末機」という。）による交付</u>に係る手数料を除く。）を免除することができる。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p>			<p>第1条—第3条（略） （手数料の免除）</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料（住民基本台帳法第12条の4の規定による住民票の写しの交付の特例に係る手数料及び<u>つくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例（平成27年つくば市条例第41号）による廃止前のつくば市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年つくば市条例第23号）第2条第1号に規定する多機能端末機による住民票の写しの交付</u>に係る手数料を除く。）を免除することができる。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>第5条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第2条関係）</p>		
項	事務	金額	項	事務	金額
1—3 (略)	(略)	(略)	1—3 (略)	(略)	(略)
4	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1件につき200円。 <u>ただし、多機能端末機による交付にあつては、1件につき150円</u>	4	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1件につき200円_____
5—8 (略)	(略)	(略)	5—8 (略)	(略)	(略)
9	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若	1通につき450円。 <u>ただし、多機能端末機による</u>	9	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若	1通につき450円_____

	しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	交付にあつては、1件につき350円		しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	
10—14 (略)	(略)	(略)	10—14 (略)	(略)	(略)